

V 基本目標1 人と人がつながる地域づくり

地域社会において人と人とのつながりを築くためには、地域で誰もが気軽に参加し、多くの世代が交流できるような拠点づくりがこれまで以上に重要です。

基本施策 1-1 地域住民等が集う拠点づくり

現状と課題

本市は人口減少とともに高齢化が進み、外出が困難な高齢者の増加や核家族化の進行により世代間の交流が減少するなど、今後、地域のつながりがさらに薄れていくことのほか、地域に暮らす外国人が地域住民等と交流ができずに孤立してしまうことが懸念されています。

意識調査でも、世代間交流の少なさや、人が集まれる催しが少ないことなどが地域生活課題として挙げられています（P20-ウ参照）。

さらに、これまで地域福祉活動を担ってきた町会でも、現在、加入者の減少や役員等の高齢化などにより、今までのような活動ができなくなることを危惧する声が増えています。

そのため、住民が主体となり、地域の中に誰もが気軽に集うことのできる拠点を創り出すとともに、活動場所を確保することが大切になります。

施策の方向性

地域住民等が主体となり、町会館ではサロン活動や会食会、お寺では子ども食堂や誰もが楽しめる催しなど、人の集うことのできる拠点づくりの取組が始まっている地域があるほか、町会では、夏まつりや餅つきなど季節ごとの行事を通じて世代間交流が行われ、日吉町に整備した福祉コミュニティエリア内の多世代交流センターでは、ボランティア等と連携した図書コーナーの設置や、障がい者の就労継続支援事業所による製品販売などが行われています。

このような地域福祉活動は、気兼ねなく誰もが気軽に立ち寄れる重要な交流の拠点となっているため、これらの拠点づくりを促進するとともに、活動場所として地域にある既存施設の活用の推進を図ります。

○拠点づくりの促進

地域福祉活動は、世代間の交流を活発にするとともに、地域のつながりを強めるための重要な取組となるので、このような活動を多くの地域に広めるため、社会福祉協議会と連携し、地域住民等が集う拠点づくりの促進を図ります。

○既存施設等の活用

地域で有効活用できる地域福祉活動の拠点として、小・中学校の空き教室、社会福祉施設、お寺や民間企業を含めた利用可能な施設などの発掘や情報提供に努めるとともに、町会、老人クラブおよび老人福祉センターで行っているサークル活動などの活性化を促進します。

また、多世代交流センターについては、子どもから高齢者まで誰もが集うことができる地域福祉の拠点として活用の促進を図ります。

○町会活動のあり方

若い世代の加入促進や活動の活性化について、関係部局と連携を図りながら引き続き調査・研究を進め、将来的な町会活動のあり方を検討します。

町会活動の様子

町会活動の一例として、本通町会では防犯パトロール、清掃活動のほか、多世代が交流できる夏まつりの開催、近隣3町会と合同で町会対抗運動会や五稜郭周辺のウォーキングなどを実施しています。



子ども食堂の様子

本市での最初の子どもの食堂の活動は、2016年（平成28年）5月に市内の八百屋店主が中心となり、町会館を会場として17名の子どもが参加し行われました。

現在は、町会やボランティアの協力のほか、食材については農家から提供いただくなどにより、月1回、子ども達と一緒に料理を作り、温かい食事をみんなで一緒に食べ、地域の大人と子どもがつながる場として、30名程度の子どもが参加しています。



V 基本目標1 人と人がつながる地域づくり

地域社会において人と人のつながりを築くためには、住民一人ひとりの意識はもとより、地域福祉活動による日常的な結びつきが必要です。

基本施策 1-2 地域福祉活動の活性化

現状と課題

地域福祉推進の中心的な役割を担う社会福祉協議会では、地域福祉コーディネーターを2名配置し、モデル地区を中心にサロン活動や会食会などの地域福祉活動の活動支援を行うとともに、在宅福祉委員会を町単位に組織しています。

また、地域生活課題に対する身近な相談先としては、民生委員・児童委員が地域住民等の一員として、課題の解決に向けた支援や福祉サービスへのつなぎ役として活動しているほか、在宅福祉委員とともに地域の高齢者や障がい者等に対して訪問による安否確認等を行っています。

さらに、市内10か所に設置している地域包括支援センターでは、地域住民等と連携しながら高齢者の相談・支援を総合的に行っています。

しかし、民生委員・児童委員、在宅福祉委員の高齢化等により、将来的な地域福祉活動の継続が難しくなっている状況があることから、新たな担い手の確保によりその活性化を促すことが重要です。

【本市における民生委員・児童委員数】()は、うち主任児童委員数

区分	男	女	計	割合
40代	11 (3)	12 (7)	23 (10)	3.3% (17.0%)
50代	25 (9)	68 (22)	93 (31)	13.2% (52.5%)
60代	94 (2)	224 (16)	318 (18)	45.2% (30.5%)
70代	110 (—)	159 (—)	269 (—)	38.3% (—)
計	240 (14)	463 (45)	703 (59)	100.0% (100.0%)

(2018年(平成30年)7月10日現在)

定数：710 充足率：99.01% (うち主任児童委員定数：60 充足率 98.33%)

施策の方向性

民生委員・児童委員，在宅福祉委員については，現在，多くの役割を担っていますが，高齢化が進んできていることから，地域福祉コーディネーターなどの効果的な活用により負担の軽減を図ることが必要です。

また，企業に対する意識調査では，約 80%の企業が何らかの地域貢献活動に取り組んでいます（P 24-キ参照）。さらに，地域貢献活動に取り組む場合に希望する形態としては，約 68%の企業が地域住民等や行政との協働を望んでいます（P 25-ケ参照）ので，これらの企業と連携することで地域福祉活動の活性化に努めます。

○地域資源の活用

地域福祉活動への取組が遅れている地域に対し，社会福祉協議会が地域福祉コーディネーターの派遣を働きかけるほか，地域包括支援センターに配置している生活支援コーディネーターの効果的な活用により，地域福祉活動の活性化を促し，新たな人材の養成（基本施策 3-2 参照）を推進することで担い手の確保にも努めます。

○企業との協働のあり方

企業と地域住民等および行政の役割分担を含め，地域福祉活動に対する効果的な協働のあり方を検討します。

地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの違い	
地域福祉コーディネーター	生活支援コーディネーター
<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 函館市社会福祉協議会 ・配置人数 全市単位 2人 <p>地域住民等と支援関係機関とのネットワークづくり，地域生活課題の解決を支援することを目的として，第2次函館市地域福祉計画の施策の一つとして掲げられ，専門的な支援が必要な地域住民に対して支援関係機関との連携，地域福祉活動で発見された課題の共有化，社会資源の活用検討や新たな地域福祉活動を始めるきっかけづくりなど，地域福祉活動の活動支援を行っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 函館市 ・配置状況 <ul style="list-style-type: none"> 第1層（全市単位） 1人 第2層（高齢者の日常生活圏域単位） 地域包括支援センター 10センター <p>高齢者が住み慣れた地域で，自分らしい暮らしを続けることができるよう，住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築するための施策のひとつとして，支援関係機関とのネットワークの構築，地域ニーズの把握や課題の抽出のほか，地域の助け合いの普及を促進します。</p>

地域福祉コーディネーターの活動

- ・ 事業の実施主体 函館市社会福祉協議会

【経 過】

- ・ 2012 年度(平成 24 年度) 函館市社会福祉協議会に 2 名配置
- ・ 2012 年度(平成 24 年度)～2014 年度(平成 26 年度)
モデル地区として万代町地域を指定
- ・ 2013 年度(平成 25 年度)～2015 年度(平成 27 年度)
モデル地区として石川町地域を指定
- ・ 2015 年度(平成 27 年度)～2017 年度(平成 29 年度)
モデル地区として青柳町地域を指定

○万代町モデル地区での主な活動

万代町地域は、モデル地区としての指定を受ける以前から地域福祉活動が活発に行われている地域でしたが、指定後は、高齢者に限らず多世代が集う拠点づくりに力を入れるとともに、学生との協働による広報紙の発行やバザーの開催による財源確保など活動の幅が広がりました。



○石川町モデル地区での主な活動

石川町地域は、市内でも子育て世代が多い地域であることから、町会、在宅福祉委員会等が中心となり、多世代が楽しめる交流サロンを年々開催回数を増やし実施するなど活動の幅が広がっています。



○青柳町モデル地区での主な活動

青柳町地域は、函館市地域交流まちづくりセンターや学生ボランティア等の連携により、単身高齢者の自宅周辺の除雪を行ったほか、町会や在宅福祉委員会が中心となり、気軽に集う場所づくりとして「サロン青柳」を開催しています。

毎年内容の充実を図ることで子どもの参加も増え、現在では世代間交流の場としても機能しています。



そのほか、地域福祉コーディネーターは、すべてのモデル地区において、地域包括支援センターと連携し、サロン活動の中で高齢者の健康相談を実施するほか、地域住民等との話し合いを通じて企画の立案や効率的な運営に対する助言、実施時のサポートなどを担うことで地域福祉活動の支援を行っています。

V 基本目標1 人と人がつながる地域づくり

地域社会には、あらゆる分野の地域生活課題があり、また分野をまたぐ複合的な課題も多くなってきましたが、それらの課題の解決に向けては、地域住民等と支援関係機関のつながりが重要となります。

基本施策 1-3 地域住民等と支援関係機関の連携

現状と課題

本市では、社会福祉協議会や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、民生委員・児童委員、在宅福祉委員会、町会などの連携が進んできており、自らが解決に向けた支援を行うことが困難な課題については、より専門的な支援関係機関につなぐネットワークが構築されてきていますが、地域住民等からは、地域にある課題についてどこに相談してよいかわからないという意見もあります。

そのため、地域社会で今後さらに増加すると考えられる地域生活課題の解決に向けて、地域住民等の見守りや支え合いなどにより、早期発見から適切な支援につなげるためには、地域住民等と支援関係機関のさらなる連携の強化が重要となります。

また、災害時の避難行動要支援者への対応については、地域における対象者の把握、日常からの見守り活動や様々な場面での支援体制の充実が必要となります。

施策の方向性

地域生活課題の解決に向けては、地域住民等と支援関係機関の連携が重要となることから、その強化に向けた施策に取り組めます。

○地域住民等と支援関係機関との連携体制の強化

本市では、市内の民間事業者等と地域見守り活動に関する協定を締結し、民間事業者等が業務中に支援や保護を求められた場合、または訪問先などで異変等を発見した際に、市に相談・通報することにより、迅速かつ適切な対応につなげられるよう協力体制の構築を図っています。

また、地域包括支援センター、成年後見センター、自立支援協議会などでは、それぞれ高齢者、判断能力が不十分な方、障がい者という対象者ごとに支援関係機関と連携を取りながら課題の解決に向けて取り組んでいるほか、医療・介護連携支援センターでは切れ目のないサービス提供体制を構築するため、

分野を超えて協働し、連携のしくみやルールづくりにも取り組んでいることから、今後さらにこれら連携体制の強化を図ります。

○身近な相談窓口の周知および連携体制の強化

地域住民等が身近な相談窓口に気軽に相談できるよう、窓口の役割や機能について周知に努めるとともに、分野をまたぐ課題についても各窓口の連携によって、適切な支援につながるよう体制の強化を図ります。

○支援関係機関の普及・啓発

地域住民等が支援関係機関に気軽に相談できるよう、その役割や機能について周知するとともに、どこへ相談しても関係機関の連携によって適切な支援に結びつく体制の強化を図ります。

○地域包括支援センターおよび自立相談支援機関（福祉拠点）の周知と

地域住民等との連携

地域包括支援センターは、高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの中核機関として総合的な相談支援業務を行っています。令和4年度（2022年度）から、生活困窮者等の相談窓口として自立相談支援機関を市内すべての地域包括支援センターに併設し、高齢者に限らず地域における様々な困りごとに対応する機能を備えた福祉拠点と位置づけたことから、今後においても市民への周知や地域住民等との連携強化を図ります。

災害時における避難行動要支援者への対応

高齢者や障がい者等については、防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導、救護等防災の様々な場面において、その方の状況に応じたきめ細やかな対応が必要となることから、日常から地域住民等と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

とりわけ、災害発生時において、特に支援が必要な避難行動要支援者については、函館市地域防災計画における避難行動要支援者名簿やひとり暮らし高齢者等緊急通報システムなどに基づき行政や町会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉関係事業者等と連携し迅速な安否確認を行うとともに、避難所開設後については、避難している要支援者情報の把握や各避難所への相談窓口設置のほか、必要がある場合は福祉避難所を開設するなど適切な支援を行います。